

魚津市告示第158号

魚津市農林土木関係事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市農林土木関係事業補助金交付要綱（平成22年魚津市告示第10号）の
一部を次のように改正する。

令和7年8月4日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第 7 条 （略） 別表第 1（第 3 条関係） 【別記】 別表第 2 - 別表第 4 （略） 様式第 1 号 - 様式第 7 号 （略）	第 1 条 - 第 7 条 （略） 別表第 1（第 3 条関係） 【別記】 別表第 2 - 別表第 4 （略） 様式第 1 号 - 様式第 7 号 （略）

改正後

農林土木事業補助(負擔)基準表

【】:県の中山間指定地域・・・松倉、片貝、上中島、西布施、上野方、加積、天神

のうち県が定める基準を満たした場合

〈 〉:市单独指定 …… 松倉、片貝、上中島、西布施、上野方、加積、天神

のうち、事業実施年度の4月において、行政区の世帯数が20世帯未満の地区。

《 》:振興山村指定地域 松倉

「」:知事が特に認めるもの

事業名等	国費	県費	計	補助(負担)率 (%)		備考	
				市費	受益者		
団体営土地改良事業							
基盤整備促進事業							
かんがい排水	受益面積5ha以上	(55)	【19】	74	20	6	
		(55)	14	69	23	8	
		50	【19】	69	23	8	
		50	14	64	28	8	
	受益面積5ha未満	(55)	【19】	74	20	6	
		(55)	14	69	23	8	
		50	【19】	69	23	8	
		50	14	64	28	8	
	安全施設整備(一体型)	(55)	19	74	26	—	
		50	22	72	28	—	
	安全施設整備(単独型)	(55)	21	76	24	—	
		50	21	71	29	—	
農道整備	受益面積5ha以上	(55)	【19】	74	21	5	
		(55)	14	69	26	5	
		50	【19】	69	26	5	
		50	14	64	31	5	
	受益面積5ha未満	(55)	【19】	74	21	5	
		(55)	14	69	24	7	
		50	【19】	69	24	7	
		50	14	64	25	11	
農地整備	受益面積5ha以上 ※1	(55)	【19】	74	8	18	
		(55)	14	69	10	21	
		50	【19】	69	10	21	
		50	14	64	13	23	
	受益面積5ha未満(区画整理)	(55)	【19】	74	11	15	
		(55)	14	69	11	20	
		50	【19】	69	11	20	
		50	14	64	11	25	

			(55)	【19】	74	13	13		
		受益面積5ha未満(暗渠排水)	(55)	14	69	14	17		
			50	【19】	69	14	17		
			50	14	64	15	21		
ため池等整備事業									
	ため池等整備工事	10ha以上	(55)	18	73	19	8		
			50	18	68	22	10		
	10ha未満	(55)	－	55	31	14			
		50	－	50	34	16			
	用排水施設整備工事	20ha以上	(55)	18	73	19	8		
			50	18	68	22	10		
	20ha未満	(55)	－	55	31	14			
		50	－	50	34	16			
震災対策農業水利施設整備事業	大規模	55	33	88	12	－	※2		
	小規模	(55)	18	73	27	－	※2		
			50	18	68	32	－	※2	
農地保全事業									
	地すべり対策事業 (関連工事)	区画整理、暗渠排水	40	20	60	40	－		
		農道15° 未満	45	15	60	40	－		
		農道15° 以上、用排水、ため池	50	10	60	40	－		
農村振興整備事業									
	地域用水環境整備 事業	小水力発電設備	(55)	10	65	10	25	※3	
			50	10	60	10	30		
県営土地改良事業									
農道整備事業									
	農地整備事業 (通作条件整備)	基幹農道整備	新設改良	50	8/30	23/30	7/30	－	
		一般農道整備	新設改良	50	25	75	25	－	
		農道保全対策	橋梁耐震化	50	35	85	15	－	
			路面補修	50	25	75	25	－	
	県営ふるさと農道整備		－	75	75	25	－		
かんがい排水事業									
	県営かんがい排水事業		50	25	75	10	15	※4	
	地域水田農業支援排水対策事業		50	25	75	10	15	※4	
	基幹水利施設ストックマネジメント事業		50	29	79	14	7	※4	
経営体育成基盤整備事業			50	27.5	77.5	11	11.5	※1	
中山間地域防災減災事業									
	ため池整備工事	大規模	55	35	90	10	－		
		小規模	55	30	85	15	－		
	用排水施設整備工事	大規模	55	35	90	10	－		
		小規模	55	30	85	15	－		
	震災対策農業水利施設整備事業	大規模	55	35	90	10	－	※2	
		小規模	55	30	85	15	－	※2	
	農業用河川工作物応急対策事業								
		農業用河川工作物応急対策事業	大規模	55	35	90	10	－	
中規模			50	40	90	10	－		
小規模			50	30	80	20	－		

水質保全対策事業			50	35	85	15	—				
土地改良施設維持管理適正化事業											
	維持管理適正化		(30) 30	30 30	60 60	28 27	12 13				
中山間総合整備事業											
	中山間地域総合整備事業(広域連携型)	農業生産基盤整備	55	32	87	11	2				
		農村生活環境整備	55	30	85	15	—				
県単独農業農村整備事業											
地域営農確立促進事業			用排水路整備	—	【50】	50	38	12			
				—	【50】	50	〈40〉	10			
				—	40	40	47	13			
			農道整備	舗装	—	【50】	50	40		10	
					—	40	40	45		15	
				改良	—	【50】	50	35		15	
			—		40	40	40	20			
			区画整理		—	【50】	50	20		30	
			—	40	40	25	35				
	暗渠排水		—	【50】	50	25	25	※5			
			—	40	40	30	30				
	干害応急対策		—	【50】	50	38	12				
			—	40	40	45	15				
	農地災害緊急復旧		—	【1/3】	1/3	1/3	1/3				
			—	1/3	1/3	〈23/60〉	17/60				
快適農村環境整備事業	ふるさと農道整備		—	「10」	10	90	二				
			—	5	5	90	5				
			用排水路整備		—	25	25		62	13	
消流雪等整備		—	50	50	50	—					
防災福祉対策事業	用排水安全施設整備		—	【50】	50	45	5				
			—	40	40	55	5				
	農道保安施設整備		—	【50】	50	40	10				
			—	40	40	50	10				
市単独土地改良事業	生産基盤		—	—	—	〈75〉	25				
			—	—	—	65	35				
	用排水安全施設		二	二	二	90	10				
	農道保安施設		二	二	二	85	15				
団体営林道事業											
林道開設	森林管理道		《55》	20	75	24	1				
			45	20	65	34	1				
林道改良	幹線		《55》	20	75	24	1	※8			
			50	20	70	29	1				
	その他		《55》	20	75	24	1				
			30	20	50	49	1				
林道舗装	幹線		《55》	20	75	24	1	※8			
			3/6	1/6	4/6	32.4	1				
	その他		《55》	20	75	24	1				
			3/10	2/10	5/10	49	1				

県営林道事業							
基幹道開設		50	40	90	10	—	
基幹道改良・舗装 管理道開設		50	25	75	25	—	
ふるさと林道整備事業		—	80	80	20	—	
山のみち地域づくり交付金事業		70	25	95	5	—	
県単独林業基盤整備事業							
林道開設		—	50	50	49	1	
林道高度化		—	50	50	49	1	
林道環境整備		—	50	50	49	1	
森林育成強化	保育	—	1/3	1/3	1/3	1/3	
	機能増進	—	1/3	1/3	1/3	1/3	
	修景林整備	—	3/6	3/6	2/6	1/6	
	択伐	—	3/6	3/6	2/6	1/6	
	作業道	—	3/6	3/6	2/6	1/6	
県単独治山事業		治山	—	50	50	49	1
市単独林道事業		—	—	—	91	9	
災害復旧事業	農業用施設	65	—	65	30	5	※6
	農地及び関連	〈50〉		50	40	10	
		50		50	35	15	
	林道(奥地幹線)	65		65	34	1	
		林道(その他)	50		50	49	1
造林事業	間伐促進事業	—	85	85	15		
	法定森林病虫害等薬剤駆除	50	25	75	25		
造林事業	松くい虫防除(樹幹注入)	50	25	75	25		
林業構造改善事業	林業生産及び基盤整備用機械	45	10	55	22.5	22.5	
林業整備・林業再生基金事業	林業生産及び基盤整備用機械	50	5	55	22.5	22.5	

※1・・・幹線農道の地元負担は5%、幹線水路の地元負担は12%とする。

(なお、幹線とは補助採択で面的整備と区別して計上されるものとする。)

※2・・・市が建設したもの以外の農道橋・水路橋で、建設に受益者負担金のない施設を対象とする。

※3・・・魚津市土地改良区を対象とする。

※4・・・5%市より地元(受益者)に補助するものとする。

※5・・・水路の地元負担は15%とする。

※6・・・国補助率の嵩上げが適用される事業については従来の補助率の按分により受益者負担率を軽減する。

※7・・・土地改良事業における幅員6.0m以上の一定要件農道及び市道路線の事業についての
地元負担は、なしとする。

※8・・・団体営林道事業における幹線林道の地元負担は、なしとする。

震災対策農業水利施設整備事業		大規模	55	33	88	12	—	※2
		小規模	(55) 50	(18) 18	(73) 68	(27) 32	— —	※2
農地保全事業								
地すべり対策事業 (関連工事)	区画整理、暗渠排水		40	20	60	40	—	
	農道15° 未満		45	15	60	40	—	
	農道15° 以上、用排水、ため池		50	10	60	40	—	
農村振興整備事業								
地域用水環境整備事業	小水力発電設備		(55) 50	(10) 10	(65) 60	(10) 10	(25) 30	※3
県営土地改良事業								
農道整備事業								
農地整備事業 (通作条件整備)	基幹農道整備	新設改良	50	8/30	23/30	7/30	—	
	一般農道整備	新設改良	50	25	75	25	—	
	農道保全対策	橋梁耐震化	50	35	85	15	—	
		路面補修	50	25	75	25	—	
県営ふるさと農道整備			—	75	75	25	—	
かんがい排水事業								
県営かんがい排水事業			50	25	75	10	15	※4
地域水田農業支援排水対策事業			50	25	75	10	15	※4
基幹水利施設ストックマネジメント事業			50	29	79	14	7	※4
経営体育成基盤整備事業			50	27.5	77.5	11	11.5	※1
中山間地域防災減災事業								
ため池整備工事	大規模		55	35	90	10	—	
	小規模		55	30	85	15	—	
用排水施設整備工事	大規模		55	35	90	10	—	
	小規模		55	30	85	15	—	
震災対策農業水利施設整備事業	大規模		55	35	90	10	—	※2
	小規模		55	30	85	15	—	※2
農業用河川工作物応急対策事業								
農業用河川工作物応急対策事業	大規模		55	35	90	10	—	
	中規模		50	40	90	10	—	
	小規模		50	30	80	20	—	
水質保全対策事業			50	35	85	15	—	
土地改良施設維持管理適正化事業								
維持管理適正化			(30) 30	(30) 30	(60) 60	(28) 27	(12) 13	
中山間総合整備事業								
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	農業生産基盤整備		55	32	87	11	2	
	農村生活環境整備		55	30	85	15	—	

県単独農業農村整備事業								
地域営農確立促進事業	用排水路整備		—	(50)	(50)	(38)	(12)	
			—	<50>	<50>	<40>	<10>	
			—	40	40	47	13	
	農道整備	舗装	—	(50)	(50)	(40)	(10)	
			—	<50>	<50>	<40>	<10>	
			—	40	40	45	15	
		改良	—	(50)	(50)	(35)	(15)	
			—	<50>	<50>	<35>	<15>	
			—	40	40	40	20	
	区画整理		—	(50)	(50)	(20)	(30)	
	—	40	40	25	35			
	暗渠排水		—	(50)	(50)	(25)	(25)	※5
—	40	40	30	30				
農地災害緊急復旧		—	(1/3)	(1/3)	(1/3)	(1/3)		
—	<1/3>	<1/3>	<23/60>	<17/60>				
快適農村環境整備事業	ふるさと農道整備		—	「10」	「10」	「90」	「—」	
	—	5	5	90	5			
	用排水路整備		—	25	25	62	13	
	消流雪等整備		—	50	50	50	—	
防災福祉対策事業	用排水安全施設整備		—	(50)	(50)	(45)	(5)	
			—	40	40	55	5	
市単独土地改良事業	生産基盤		—	—	—	<75>	<25>	
			—	—	—	65	35	
団体営林道事業								
	林道開設	森林管理道	《55》	《20》	《75》	《24》	《1》	
			45	20	65	34	1	
	林道改良	幹線	《55》	《20》	《75》	《24》	《1》	※8
			50	20	70	29	1	
	その他	《55》	《20》	《75》	《24》	《1》		
		30	20	50	49	1		
	林道舗装	幹線	《55》	《20》	《75》	《24》	《1》	※8
			3/6	1/6	4/6	32.4	1	
その他	《55》	《20》	《75》	《24》	《1》			
3/10	2/10	5/10	49	1				
県営林道事業								
基幹道開設			50	40	90	10	—	
基幹道改良・舗装 管理道開設			50	25	75	25	—	
ふるさと林道整備事業			—	80	80	20	—	
山のみち地域づくり交付金事業			70	25	95	5	—	

県単独林業基盤整備事業								
	林道開設		－	50	50	49	1	
	林道高度化		－	50	50	49	1	
	林道環境整備		－	50	50	49	1	
	森林育成強化	保育	－	1/3	1/3	1/3	1/3	
		機能増進	－	1/3	1/3	1/3	1/3	
		修景林整備	－	3/6	3/6	2/6	1/6	
択伐		－	3/6	3/6	2/6	1/6		
作業道		－	3/6	3/6	2/6	1/6		
県単独治山事業		治山	－	50	50	49	1	
市単独林道事業			－	－	－	91	9	
災害復旧事業	農業用施設		65	－	65	30	5	※6
	農地及び関連		<50> 50	－	<50> 50	<40> 35	<10> 15	
	林道(奥地幹線)		65	－	65	34	1	
	林道(その他)		50	－	50	49	1	
造林事業	間伐促進事業		－	85	85	15	－	
	法定森林病虫害等薬剤駆除		50	25	75	25	－	
造林事業	松くい虫防除(樹幹注入)		50	25	75	25	－	
林業構造改善事業	林業生産及び基盤整備用機械		45	10	55	22.5	22.5	
林業整備・林業再生基金事業	林業生産及び基盤整備用機械		50	5	55	22.5	22.5	

※1・・・幹線農道の地元負担は5%、幹線水路の地元負担は12%とする。

(なお、幹線とは補助採択で面的整備と区別して計上されるものとする。)

※2・・・市が建設したもの以外の農道橋・水路橋で、建設に受益者負担金のない施設を対象とする。

※3・・・魚津市土地改良区を対象とする。

※4・・・5%市より地元(受益者)に補助するものとする。

※5・・・水路の地元負担は15%とする。

※6・・・国補助率の嵩上げが適用される事業については従来の補助率の按分により受益者負担率を軽減する。

※7・・・土地改良事業における幅員6.0m以上の一定要件農道及び市道路線の事業についての地元負担は、なしとする。

※8・・・団体営林道事業における幹線林道の地元負担は、なしとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。